

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和30年6月15日第3種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県建設工事執行規則の一部改正
- 鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部改正
- 肥料の登録
- 失業保険の適用を除外される者
- 豚コレラ予防に関する規則による区域の指定
- 動物用医薬品販売業者の登録
- 建設業者の登録
- 土地改良区定款変更認可
- 土地改良事業計画及び定款の縦覧
- 土地改良区役員の新任及び就任
- 馬傳染性貧血検査等の実施
- 製炭傳習生の募集
- ◇公告 食糧事務所管轄町村名の変更
- ◇雑報

規則

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年六月十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第三十五号

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則
鳥取県建設工事執行規則（昭和二十八年一月鳥取県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「十八以上」を「五人以上」に改める。

（別記様式第九号）を次のように改める。

（別記様式第九号）

○第 号

建設工事請負変更契約書

工事名

工事場所

この工事について昭和 年 月 日契約を締結したが工事内容の一部変更により左記のように工事請負一部変更契約を締結する。

記

一 請負代金増加額金 円也

二 工事内容 別紙変更設計書、仕様書、図面のと

あり

三 工事完成期日 昭和 年 月 日

四 その他

右変更契約の証として本書二通(保証人のある場合は三通)を作り当事者記名なつ、印の上各自一通を原請負

鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年六月十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第三十六号

鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部を改正する規則

鳥取県庁事務専決及び代決規程(昭和二十六年十一月鳥取県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

規程中「部長」を「知事公室長、部長」に、「課長」を「課長、局長」に、「部内」を「知事公室内、部内」に、「課内」を「課内、局内」に改める。

第五条第五号を次のように改める。

契約書とともに保有する。

昭和 年 月 日

注文者 鳥取県知事 氏 名 印

請負者 住所 氏 名 印

保証人 住所 氏 名 印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

五 役付職員(特別職を含む。)の任免

別表(一)部長専決事項第一号中「係長」を「課長補佐、係長」に改める。

別表(二)中

一 統計調査区の設定(法第十八条)

二 市町村吏員の統計主事資格認定(法第十条)

統計 企 画 課

一 統計指導員及び調査員の任免(法第十八条)

二 小売価格報告者並びに調査項目の指定(小売物価統計調査規則第六条)

三 統計調査事業所の指定(小売物価統計調査規則第六条)

を削る。

別表(一)人事課副知事専決事項第二号を次のように改める。

二 二級吏員及び三級吏員(役付職員を除く。)の任免

別表(二)地方課部長専決事項第五号中「交付税」を「地方交付税」に、「(法第十七条)」を「(法第十六条)」に改め、第八号を削り、第九号を第八号とする。

別表(三)地方課課長専決事項中第七号及び第八号を削る。

別表(中)地方課専決事項の次に、次のように統計課専決事項を加える。

統計課

- 一 指定統計調査結果の公表 (法第十八条)
- 二 指定統計調査以外の統計調査の実施 (県統計調査条例第二、三、四条)
- 三 市町村吏員の統計主事資格認定 (法第十条)
- 一 統計指導員及び調査員の任免 (法第十二条)
- 二 指定統計調査に関する事務 (結果の公表を除く。) (法第十八条)

別表(厚)厚生課部長専決事項第一号中「五十一条」の下に「五十五条」を加え、同号中「身体障害者福祉法第十五条」を削り、第二号として次の一号を加える。

- 二 指定医師の指定及び指定の取消 (身体障害者福祉法第十五条)
- 別表(厚)厚生課部長専決事項第二号を第三号とし、第三号中「第十七条」の下に「身体障害者福祉法第十九条の五」を加え同号を第四号とし、厚生課部長専決事項に次の四号を加える。
 - 五 生活保護法及び身体障害者福祉法の事務担当職員に対する指導、監督、計画の樹立 (社会福祉事業法第十九条)
 - 六 生活保護法及び身体障害者福祉法の事務担当職員に対する訓練 (社会福祉事業法第二十條)
 - 七 養護の実施 (生活保護法第四十五条第三項及び第五項、身体障害者福祉法第十七条第二、三項)
 - 八 厚生大臣の定める診療報酬の算定方式を採用しない国民健康保険実施地区の医療扶助診療報酬の額の協定 (昭和二十五年厚生省告示第二二二号の三)

別表(農)農政課部長専決事項中第五号を削り、第六号中「(法第三十九条)」を「農業委員会等に関する法律第二十四條)」に改め、同号を第五号とし以下第九号まで順次二号ずつ繰り上げ、第十号を削る。

- 別表(農)農政課部長専決事項中第五号及び第六号を削る。
- 別表(畜)畜産課部長専決事項に次の一号を加える。
 - 三 生乳等の取引における紛争のあつ旋 (略農振興法第二十、二十四条)
- 別表(畜)畜産課部長専決事項第四号を次のように改める。
 - 四 種鶏検査及びふ卵業者の登録 (県条例第三、八条)

商工課

- 一 賠償工場の保全管理 (商工省令第一号第四条)
- 二 物価統制令による統制額の指定 (令第七条)
- 三 爆薬兵器の処理
- 一 指定生産資材及び石油製品の割当 (規則第二、三、四、六条)
- 二 火薬類消費に関する取締 (法第二十五条)
- 三 火薬庫の検査 (法第四十条)
- 四 度量衡器事業の監督 (法第六条)
- 一 石油製品販売業者自家使用割当 (規則第五条)

を、
に改める。

- 別表ロ管理課副知事専決事項に、次の四号を加える。
- 五 土地等使用の際の使用権を設定すべき旨を定める裁定（公衆電気通信法第八十七条）
- 六 立入、伐採の損失、補償の裁定（公衆電気通信法第九十六条第二項）
- 七 線路移転等の裁定（公衆電気通信法第九十七条第三項）

- 一 計量器事業の監督（法第四十四、五十九条）
- 二 爆薬物件の処理
- 三 地代家賃統制令による統制額の認可（令第六条）
- 四 計量器の検定及び検査の合格又は不合格の決定（法第三百三十五、百四十五条）
- 五 検定証印の除去等の処分（法第五十六条）
- 六 正味量又は品質の表記のまつ消（法第五十七条）

- 商
- 一 火薬類譲渡、譲受、運搬消費に関する取締（法第七、二十、二十五条）
- 二 火薬庫の検査（法第四十三条）
- 三 計量器販売登録申請者の考査（法第五十一条）
- 四 計量器等の提出命令（法第五十五条）

- 課
- 一 計量器検査及び検査申請書の処理（計量器検査規則第八条）

- 八 水底線路を保護するための漁業権の取消、変更又はその行使の停止命令（公衆電気通信法第一百一条第五、六項）
- 別表ロ管理課部長専決事項に次の五号を加える。
- 六 土地等の使用認可（公衆電気通信法第八十二条）
- 七 土地の使用裁定申請を受理した場合の処理（公衆電気通信法第八十五条）
- 八 土地等の一時使用許可（公衆電気通信法第九十一条第二項）
- 九 植物を伐採又は、移植する場合の許可（公衆電気通信法第九十五条）
- 十 建設機械の打刻及び検認（建設機械抵当法第四条）

農 地 課

- 一 農業委員会の行う取消すべき処分の確認（法第四十九条）
- 二 農業委員会の議決の再議又は取消（法第四十八条）
- 三 農地等交換分合に関する全体計画の策定（土地改良法第八十七条）
- 一 農地交換分合に関する年次計画の策定（土地改良法第九十七条）
- 二 農地の買収売渡及び交換分合に対する異議申立の決定（土地改良法第九十九条）
- 三 農地等を買収から除外することの指定（自創特措法第五条）
- 四 農地等対価徴収額の調定
- 一 先売した農業施設等の買取申込の決定（法第二十八条）
- 二 農地売渡代金の年賦支払契約の締結及び契約書の発行（法第二十六条）
- 三 農地等所有者不明の場合の公告（法第九条一項）
- 一 自作地登記令による証明書の交付（昭三三勅令第五百二十七号）

を

一 農地等の交換分合に
関する全体計画の策定
(土地改良法第九十七
条)

- (法第二十六条の二)
- 五 自作農創設事業にかかる
対価の決定又は例外認可
(法第六条)
- 六 国有農地等の管理(法第
四十六条)
- 七 国有農地等の一時貸付規
則による貸付(規則第
自四至六
条)
- 八 訴訟参加の決定(法第六
十四条)

- 一 小作地等の所有制限(法
第六条)
- 二 小作地等の所有制限の例
外指定(法第七条第三号)
- 三 農地等の買収令書の交付
(法第十一条)

農地開拓課

- 一 農地法に基づく登記の囑託
及び代位登記(農地法によ
り買収又は売渡をする場合
の登記の特例に関する政令
第一、九条)
- 二 農地法に基づく代位申告

- 四 農地等の売渡通知書の交
付(法第三十条九)
- 五 農地等の交換分合に關す
る年次計画の策定(土地改
良法第九十七条)
- 六 農地等交換分合計画の認
可(土地改良法第九十八
条)
- 七 農地等交換分合計画につ
いて訴願の裁定(土地改良
法第九十八条第六、八、九
項)
- 八 土地又は工作物の立入調
査(法第八十二条)
- 九 国有農地等の管理(法第
七十八条)
- 十 国有農地等の貸付書の交
付(自作農創設特別措置特
別会計国有財産管理規程第
七条)

(農地法に基づく土地台帳の
特例に関する省令第三条)

三 自作農創設特別措置法に
基づく登記の囑託、代位登記
及び代位申告(施行法第二
、三条)

に改め、同表中

- 十一 国有農地等の貸付通知書の交付（施行規則第四十五条）
- 十二 訴訟参加の決定（特例法第八条）
- 十三 買収すべき土地の公示（法第四十八条）
- 十四 土地等買収令書の交付（法第五十条）
- 十五 收去令書の交付（法第五十五条）
- 十六 土地等渡予約書の交付（法第六十四条）
- 十七 土地等売渡通知書の交付（法第六十七条）
- 十八 開拓財産の管理（法第七十八条）

開拓課

を削る。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 一 開拓予定地の指定並びに解除（自創特措法第三十条の二） 二 開拓関係国有財産の所管換並びに所属換（施行令第三十一条） 三 開拓財産の維持、管理、保全（法第四十六条） 四 開拓地区内立木等收去及び損失補償（法第三十三条、第三十九条） 五 訴訟参加の決定（法第四十七条） | <ul style="list-style-type: none"> 一 開拓用地買収対価の支払並びに供託（法第三十四条） 二 年賦金支払契約の締結並びに契約書の発行（法第四十一条の三） |
|--|---|

鳥取県告示第二百九十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。

昭和三十年六月十七日

鳥取県知事 遠 藤

茂

登録番号

肥料の名称

含有する主成分の最小量
(パーセント)

住 生 産 業 者
所 氏 名

鳥取県第二二二

長瀬水稻配合

○窒素全量
内アンモニア性窒素

東伯郡羽合町大字
長瀬一、一五九

長瀬農業協同組合
組合長理事
清水 利二

○リン酸全量

九、〇〇

七、七八

七、七八

○加里全量

一一、五五

一一、五五

一一、五五

○内拘溶性リン酸

七、七八

七、七八

七、七八

○内水溶性加里

一一、五五

一一、五五

一一、五五

退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第八十二号)
に準じ退職手当を支給される者

町 村 名

適 用 年 月 日

西伯郡西伯町

昭和三十年三月 三十日

岸本町

三月三十一日

東伯郡中山村

四月 一日

鳥取県知事 遠 藤

茂

次に掲げる町村に雇用される者であつて、国家公務員等

鳥取県告示第二百九十七号

豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取規則第四十五号)第二条の規定による移動禁止区域を次のように指定する。

昭和三十年六月十七日

鳥取県知事 遠 藤
米子市のうち 彦名、葭津 茂

登録番号 店舗の所在地 店舗の名称
41 鳥取市東町九九 鳥取県ワクチン販売協同組合 常田 雅雄

氏 名 販売する医薬品の範囲
常田 雅雄 動物用生物学的製剤

鳥取県告示第二百九十九号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十年六月十七日

登録番号 登録年月日 鳥取県知事 遠 藤
(は)第三七八号 昭和三十年 五月七日 商号又は名称 有限会社坂尾建設所 申請者氏名 坂尾 龍藏
八頭郡用瀬町字用瀬三三二 取締役社長 坂尾 龍藏

鳥取県告示第二百九十八号

薬事法(昭和二十三年法律第九十七号)第二十九条の規定に基づき動物用医薬品販売業者を次のように登録し、登録票を交付した。

昭和三十年六月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第三七九号 五月二十三日 岩本組
第三八〇号 岩田組
岩美郡宇倍野村大字下麻生三二四 岩本 柳蔵
鳥取市行徳三二二 岩田 教三

鳥取県告示第三百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条
第二項の規定により、下山村中井手土地改良区の定款
変更について昭和三十年六月十一日認可した。

昭和三十年六月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七条第
一項の規定により、倉吉市小田、山本春信外十九人の者
から、上北条土地改良区設立の認可の申請があつたので、
当該土地改良事業計画及び定款につき、詳細な審査を行
つた結果、当該申請を適当と決定した。
よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十年六月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一、縦覧に供すべき書類の名称
- (一) 土地改良事業計画書の写
- (二) 定款の写
- 二、縦覧の期間
- 昭和三十年六月十八日から同年七月七日まで
- 三、縦覧の場所
- 倉吉市役所
- 四、異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議が
あるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて
知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条

第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が
退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十年六月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の名及び住所

尙徳村四箇村堰土地改良区

理事 来海 英男 米子市兼久

遠藤 吉重

竹内 弘 石井

後藤 儀三郎

遠藤 壽一 奥谷

佐藤 兼壽

山本 繁市 日原

戸田 万次郎

監事 佐藤 徳堯 奥谷

大谷 尙雄 日原

齊木 光昌 石井

高田 三郎 兼久

湖山町上代土地改良区

理事 村上 義英 鳥取市湖山町

北条土地改良区

理事 野田 千賀雄 東伯郡北条町大字土下

就任した役員の名及び住所

尙徳村四箇村堰土地改良区

理事 生田 正弘 米子市兼久

来海 章

竹内 弘 石井

齊木 茂樹

遠藤 壽一 奥谷

佐藤 兼壽

山本 繁市 日原

青砥 延壽

監事 佐藤 徳堯 奥谷

大谷 尙雄 日原

齊木 光昌 石井

遠藤 吉重 兼久

鳥取県告示第三百六号

次のように馬傳染性貧血検査及び流行性脳炎予防注射を実施するから家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により馬の所有者に対して検査及び予防注射をうけることを命ずる。

昭和三十年六月十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 実施の目的 馬傳染性貧血及び流行性脳炎予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 馬傳染性貧血検査 馬

流行性脳炎予防注射

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射の別及びその方法 馬傳染性貧血検査——一般検査、赤血球数の計算及び担鉄細胞の検出

流行性脳炎予防注射——皮下注射

別表

実施期日	実施区域	実施場所
六月二十三日	西伯郡大山村	同上
六月二十四日	〃	〃

公 告

昭和三十年度における製炭傳習の期間、場所及び傳習生の人數並びに願書受付期限を次のように定める。

昭和三十年六月十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 製炭傳習の期間

六箇月 昭和三十年七月一日から昭和三十年十二月三十日まで

二 製炭傳習の場所

東伯郡三朝町 日野郡江府町

三 製炭傳習生の人數 三十人

四 願書受付期限

昭和三十年六月十七日から六月二十九日まで

雑 報

昭和三十年六月十七日

鳥取食糧事務所長 布野 長良

町村合併に伴う町村の名称変更について

一 倉吉支所管内

（一）旧町村名 大誠村、栄村

（二）新町村名 大栄町

（三）変更年月日 昭和三十年五月一日

二 根雨支所管内

（一）旧町村名 日野上村、山上村

（二）新町村名 伯南町

（三）変更年月日 昭和三十年五月二十日

出張所管轄区域は旧村の通りとする。